

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 一般社団法人神奈川県臨床心理士会定款第 5 条第 3 項に定める代議員の選挙及び第 2 3 条第 1 項に規定する役員（理事及び監事）並びに同条第 2 項に規定する会長、副会長及び事務局長の選出を適正に行うために本規程を定める。

(選挙管理部会の構成)

第 2 条 一般社団法人神奈川県臨床心理士会（以下「本会」という。）の代議員の選挙及び役員（理事及び監事）候補者の選出の管理業務は、選挙管理部会（以下「部会」という。）が行う。

2. 部会は、本会の会員から選任された 5 名の選挙管理部会員をもって構成される。
3. 選挙管理部会員は、第 1 項の選挙の事由が発生する事業年度において、年度当初から 3 ヶ月以内に本会の理事会が選任する。ただし、補欠選挙にかかる選挙管理部会員については、補欠選挙実施時に選任する。
4. 選挙管理部会員は、監事又は代議員と兼務することはできない。
5. 部会はその代表責任者として、互選により選挙管理部会長を定めなければならない。
6. 会長は、第 3 項により部会員選任後遅滞なく、最初の選挙管理部会を招集しなければならない。それ以後の招集は、選挙管理部会長が行うものとする。

(部会の業務)

第 3 条 部会は以下の業務を行う。

- (1) 代議員の選出に関する事
- (2) 理事候補者の選出に関する事
- (3) 監事候補者の選出に関する事

第 2 章 代議員の選出

(代議員の選挙権及び被選挙権)

第 4 条 代議員の選挙権及び被選挙権は、選挙が実施される年度の 8 月末日（以下「基準日」という。）における本会の正会員が有するものとする。

(代議員の定数)

第 5 条 代議員の定数は本会定款第 5 条第 2 項の定めるところにより、基準日における本会の全正会員の数を 50 名で除して得た人数とする。

2. 前項の人数の選定に当たり、1 名未満の端数が生じたときは、これを 1 名に切り上げる。

(代議員選出業務)

第 6 条 部会は代議員の選出に関し、以下の業務を行う。

- (1) 代議員選出の実施日程等の確定と公示

第 2 条第 6 項の最初の選挙管理部会開催後、遅滞なく代議員選出に関する実施日程及びその実施手続に関する計画書（以下「選挙公示」という。）を作成し、これを全正会員に公示する。

(2) 選挙台帳の作成

本規程第4条による選挙人及び被選挙人名簿を作成する。ただし、会員名簿と同一の場合は、会員名簿をもってこれに代えることができる。

(3) 代議員候補者の登録

代議員候補者になろうとする者は、選挙公示に定める期日（以下「届出締切日」という。）までに、所定の文書で部会長に届け出なければならない。なお、立候補にあたっては、推薦人を2名まで届け出ることができる。また、推薦人は複数の候補者を推薦することはできない。

(4) 候補者名簿作成と公示

前号の候補者の氏名とその所属職能領域を、届出締切日後、選挙公示で定めるところにより、全正会員に公示する。

(5) 届出締切日の延長

代議員の候補者が定数に満たない場合は、選挙管理部会長は、届出締切日を最大2週間延長することができる。

(6) 代議員選挙の実施と結果の公示

本規程第7条第1項により厳正な選挙を実施する。開票結果の確定は本規程第7条第2項によりこれを行う。開票に際し正会員の任意の立ち会いを認める。ただし開票の都合等により人数を制限することがある。部会は開票業務の終了後、その結果（投票者数、投票率、各候補者の得票数及び当選者）を速やかに全正会員に公示しなければならない。

(投票及び当選者)

第7条 代議員の選挙は部会の定める所定の投票用紙を用いる無記名の郵便投票とし、部会の定めた指定日までの消印のあるものをもって有効とする。その他無効となる投票内容は部会の定める規定によるものとする。

2. 当選者の確定は、登録職能領域の別に関係なく、得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決するが、登録職能領域ごとに首位の者（以下「職能領域別代議員当選者」という。）が同点者の中にいる場合は、登録職能領域ごとに首位の者が優先される。

3. 代議員候補者が、その定数と同数の場合又は、定数に満たない場合は、投票は行わない。投票を行わないこととなったときは、選挙管理部会長は、候補者名簿登録者をもって当選者と定め、直ちにその旨を告示しなければならない。

第3章 理事候補者及び監事候補者の選出

(理事候補者及び監事候補者の選挙権及び被選挙権)

第8条 理事候補者及び監事候補者の選挙権及び被選挙権は、本規程第7条により選出された代議員が有するものとする。

(投票及び当選者)

第9条 理事候補者及び監事候補者の選出は代議員の互選によるものとし、理事候補者については所定の投票用紙を用いた5名連記、監事候補者については所定の投票用紙を用いた2名連記、無記名の郵便投票による。この場合において、部会の定めた指定日までの消印のあるものをもって有効とする。その他無効となる投票内容は部会の定める規定によるものとする。

2. 理事候補者の確定は、得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決するが、登録職能領域ごとに首位の者（以下「職能領域別理事当選者」という。）が同点者の中にいる場合は、登録職能領域ごとに首位の者が優先される。
3. 監事候補者の確定は、前項の理事候補者を除いた者の中から得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。
4. 第2項の理事候補者及び前項の監事候補者を除いた者を補欠の理事候補者及び監事候補者とし、その優先順位は第1項の投票による得票順とする。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって先後を決する。
5. 理事候補者及び監事候補者は定款第14条の決議を経て、理事及び監事として選任される。

第4章 会長、副会長及び事務局長の選出

(会長の選出)

第10条 会長の選出は、本規程第9条第5項に規定する理事選任を決議した代議員会に引き続き、理事会において理事の互選による単記無記名投票によってこれを行い、投票数の過半数を得た者を会長とする。ただし、得票数の過半数を得た者がいない場合には、得票順に2位までの者について再度投票を行い、投票数の過半数を得た者を会長とする。

2. 前項の規定により会長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定されたものとみなす。

(副会長の選出)

第11条 副会長の選出は会長の選出に引き続き、理事会において理事の互選によるものとし、選出すべき員数分の連記無記名投票によってこれを行い、投票数の過半数を得た者のうち、得票順に副会長とする。ただし、投票数の過半数を得た者がいない場合又は過半数を得た者が選出すべき員数に満たない場合には、得票順に、当該投票において選出すべき員数の2倍に当たる順位の数までについて再度投票を行い、過半数の票を得た者が選出すべき員数に満つるまでこれを繰り返すものとする。

2. 前項の投票の結果、同点者が生じたことにより選出すべき員数を超えることとなる場合は、同点者について単記無記名による投票を行い順位を決する。
3. 第1項及び前項の規定により副会長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定されたものとみなす。
4. 第1項の投票（同項ただし書の投票が行われた場合は、最初に過半数の票を得た者があった投票）において、最も得票数の多かった者を、筆頭副会長とする。

(事務局長の選出)

第12条 事務局長の選出は、前2条の選出に引き続き、理事会の決議により選定されるものとする。

第5章 補欠者

(補欠者)

第13条 代議員に欠員が生じた場合は、本規程第7条により実施された選挙において当選者を除いて得票数が多かった者から順に繰り上げて補う。

2. 前項の繰り上げる者がいない場合及び本規程第7条第3項により欠員が生じた場合には補欠の代議員の選挙を実施することができる。

3. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

4. 第2項の補欠の代議員選挙実施後代議員に欠員が生じた場合は、同項の選挙において当選者を除いて得票数が多かった者から繰り上げて補うことができるものとし、選挙結果が効力を有する期間は、現任代議員の任期が満了するときまでとする。

5. 会長が欠けた場合は、本規程第10条を準用する。また、副会長が欠けた場合は、本規程第11条を準用する。

6. 事務局長について欠員が生じた場合は、本規程第12条に従って選定する。

7. 会長、副会長、事務局長以外の理事又は監事につき欠員が生じ補欠の理事又は監事を選任する場合は、本規程第9条第4項に規定する補欠の理事候補者又は監事候補者について代議員会の決議を行うものとする。

8. 前項の場合において、補欠の理事候補者又は監事候補者がいない場合は補欠選挙を実施することができるものとし、選挙権及び被選挙権は現任代議員が有する。投票の方法は第9条第1項の「5名連記」又は「2名連記」を「欠員数分の連記」と読み替えて適用し、理事候補者又は監事候補者の確定は得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。なお、補欠の理事候補者又は監事候補者は、代議員会の決議を経て補欠の理事又は監事に選任される。

9. 前8項の規定によって選出された者の任期は、定款の定めるところにより前任者の任期の満了する時までとする。

(補欠選挙)

第14条 前条に定める補欠選挙の実施は、理事会の決議によるものとする。

第6章 規程の変更等

(規程の変更)

第15条 本規程は、理事会の決議によりこれを変更することができる。

(委任)

第16条 本規程の施行に関して必要な事項は、本規程に別に定めがある場合を除き、理事会の決議によりこれを定める。

附則

1. 本規程は、平成 29 年 9 月 3 日から施行する。
2. 第2条第3項に定める選挙部会員を選任する時期については、法人化後の初回に行う選挙については適用しない。
3. 定款第5条第3項に定める代議員選挙のうち、初回については、平成 31 年 1 月から 3 月までの間に開票を実施することとする。

平成 29 年 9 月 3 日理事会承認

平成 30 年 8 月 4 日改定

平成 30 年 10 月 14 日改定

令和 2 年 10 月 25 日改定

令和 2 年 12 月 6 日改定